

証明書発行に便利なコンビニ交付サービスを ご利用ください

マイナンバーカード(個人番号カード)を使って、全国のコンビニに設置されているマルチコピー機から証明書(住民票・戸籍証明書・印鑑登録証明書・税関係証明書など)を取得することができます。

※戸籍証明書を取得する際に、本籍地が南越前町外にある方については、事前にコンビニのマルチコピー機などで本籍地市町村に対し利用登録申請を行う必要があります。ただし、本籍地市町村がコンビニでの戸籍証明書発行に対応していない場合は、利用登録申請ができませんので、詳しくは本籍地市町村にお問合せください。

【ご利用手順】

- 1 コンビニにマイナンバーカード所有者本人がカードを持参します。
- 2 コンビニに設置されているマルチコピー機で「行政サービス」を選択します。
- 3 所定のカード置き場にマイナンバーカードを置き、暗証番号(数字4桁)を入力します。
- 4 希望する証明書を選び、案内に従いタッチパネルを操作します。証明書の差替えには対応しておりませんので、お間違いのないようご注意ください。
- 5 手数料をマルチコピー機に入金し、証明書の交付を受けます。

※偽造防止処理のため、操作を終えてから証明書が発行されるまで多少のお時間を要する場合がありますので、マルチコピー機から離れないようにしてください。

※暗証番号を3回連続で間違えた場合は、ロックがかかりカードが利用できなくなります。その場合は、町民税務課や令庄・河野事務所での暗証番号の再設定が必要です。

【利用時間】

午前6時30分～午後11時

※年末年始(12月29日～1月3日)および保守点検日(不定期)を除く。

問合せ

町民税務課

☎0778-4718015

マイナンバーカード交付・更新手続きの休日 窓口を開設します **要予約**

※記載の業務以外の窓口は開設しておりません。

マイナンバーカード交付・更新手続きのための休日窓口を開設します。休日窓口でのカードの受取りや更新は、今庄地域や河野地区にお住まいの方も、南越前町役場本館1階 町民税務課での手続きとなりますので、ご了承ください。

※必ず、カードの交付・更新を受ける本人がお越しください。

※15歳未満の方および成年被後見人の方には、法定代理人が同行してください。また、申請者本人と法定代理人の本人確認書類をお持ちください。

【開設日時】

● 休日窓口

12月19日(土)午後1時～午後5時まで(必ず予約が必要です)

【開設場所】

町民税務課(南越前町役場本館1階)

【持ち物】

● マイナンバーカードの受取りの方

交付通知書(はがき裏面に記載されているもの)

※マイナンバーカードを申請され、カードの準備ができた方には交付通知書(はがき)をお送りしています。

● マイナンバーカードの更新の方

ご自身のマイナンバーカード

【予約方法】

12月17日(木)までに、電話または窓口で予約してください。

※予約状況によっては、ご希望の時間帯に对应されない場合があります。

※上限人数に到達次第、予約を終了させていただきます。

予約・問合せ

町民税務課

☎0778-4718015

